

令和6年度京都御苑駐輪場施設実施設計等業務  
特記仕様書

令和6年5月

環境省京都御苑管理事務所

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう、特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月改訂）を適用し、アドレスは以下の通りである。

[https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/03.html](https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html)

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 目的

本業務は、京都御苑の利用状況を踏まえ、苑路等を改修し駐輪施設等を整備するため、基本設計及び実施設計を行うものである。

## 第3条 履行期間・対象施設等

（1）履行期間：契約締結日～令和6年12月20日まで

（2）対象範囲：別紙図面のとおり

## 第4条 用途地域等

| 項目     | 内容                                                                                                                                   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分     | 国民公園                                                                                                                                 |
| 都市計画区域 | 都市計画区域内                                                                                                                              |
| 市街化区域  | 市街化区域                                                                                                                                |
| 用途地域   | 第二種住居地域                                                                                                                              |
| 防火地域   | 法22条区域                                                                                                                               |
| その他地域  | 周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m第1種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域） |

## 第5条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

・技術士（建設部門：都市及び地方計画又は建設環境）

- ・技術士（環境部門：自然環境保全又は環境保全計画）
- ・RCCM（造園部門）

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

## 第6条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画又は建設環境）
- ・技術士（環境部門：自然環境保全又は環境保全計画）
- ・RCCM（造園部門）

②下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

## 第2章 業務内容

### 第7条 土木基本設計（業務対象：6箇所）

①与条件の細部検討

京都御苑における放置自転車の状況及び苑内施設の利用状況等、計画対象区域の現状を把握し、駐輪施設基本設計策定に必要な資料の収集、抽出、整理、評価を行うこと。

②諸施設の検討及び設定

与条件の確認結果を基に、駐輪場の整備位置及び諸施設（駐輪場・設備・植栽等）の整備内容の検討を行うこと。

③照査

諸施設の検討及び設定について適正であるか照査する。

### 第8条 土木実施設計（業務対象：6箇所）

①与条件の確認及び調査

基本設計の内容及び与条件の確認・調査に基づき、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握すること。

②実施設計の検討

基本設計の内容及び与条件の確認・調査に基づき、各工種の手法や構造等について詳細に検討する。工法検討にあたっては、景観配慮、利便性、ライフサイクルコスト、排水、安全性、関係法令に留意すること。

③実施設計図の作成

検討結果を基に、事業実施に必要な配置図、平面図、縦横断図、各部詳細図、を作成する。

④数量計算

工事費算出のため、完成した実施設計図から数量根拠図を含む数量計算書を作成する。

⑤工事費内訳書の作成

数量計算書を元に、自然公園等工事単価決定要領に基づき単価を設定し、自然公園等工事工種体系ツリー等に基づき適切な工事費を算定する。また、内訳書（単価表等を含む）は自然公園等工事内訳書標準様式を Microsoft Excel で作成し、内訳書と単価表等は相互にリンクの設定を行うこと。なお、単価の作成にあたっては見積書を 3 社から取得すること。

⑥実施設計説明書の作成（仕様書作成及び工期の算定）

特記仕様書は、自然公園等工事共通仕様書に定めのない項目、あるいは共通仕様書により難しい項目については文章、表により作成するものとし、下記の事項に留意する。また、概略工事行程表の作成を行う。

準拠すべき基準等・安全衛生管理に関する事項・環境保全に関する事項・材料施工・施工管理・提出書類・手続きに関する事項・その他

⑦照査

実施設計図、実施設計説明書、数量計算書、工事費算出書等の成果物について適正であるか照査する。

## 第 9 条 撤去設計（業務対象：1 箇所 樫木口）

①既存施設の現況把握

樫木口の現地踏査等を行い設計等に必要な現地の状況を把握すること。

②撤去等の方針設定

既存施設の現況把握を基に、撤去等の方針を設定すること。

③撤去関係図の作成

方針を基に、事業実施に必要な配置図、平面図、撤去図を作成する。

④撤去等数量計算

工事費算出のため、完成した撤去関係図から数量根拠図を含む数量計算書を作成する。

⑤撤去工事費内訳書の作成

数量計算書を元に、自然公園等工事単価決定要領に基づき単価を設定し、自然公園等工事工種体系ツリー等に基づき適切な工事費を算定する。また、内訳書（単価表等を含む）は自然公園等工事内訳書標準様式を Microsoft Excel で作成し、内訳書と単価表等は相互にリンクの設定を行うこと。なお、単価の作成にあたっては見積書を 3 社から取得すること。

## 第 10 条 設計協議

本業務の着手時 1 回、中間打合せ 2 回、成果品納品時 1 回程度の打合わせを行うものとし、実施後は速やかに記録を作成し、調査職員に提出するものとする。

## 第 1 1 条 法令手続き

- ・業務の実施に伴い必要となる法的手続きについては、受注者が書類作成等を実施する。
- ・施工及び関連施設の管理運営の段階で必要となる法令手続きを確認する。ただし関係機関との調整は発注者が行う。

## 第 1 2 条 本業務で使用する技術基準等

使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものとする。

## 第 1 3 条 報告書作成

第 8 条の①～⑦の項目について、報告書等の成果品として取りまとめる。

＜設計主要図一覧＞

- ・図面目録
- ・平面図 1/25,000～1/50,000
- ・標準断面図 1/50～1/200
- ・舗装構成図 1/50～1/200
- ・構造図 1/10～1/50

※縮尺は、事業規模、施設の種類により異なり、目安の縮尺である。

※図面は CAD データ、数量計算書・工事内訳書はエクセルデータを併せて納品する。

## 第 1 4 条 成果物

(1) 紙媒体：報告書等 2 部 (A 4 判)

電子媒体：報告書等の電子データを収納した DVD-R 2 枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

(2) 用紙等

①原図の用紙サイズは、JIS Z 8311 (製図-製図用紙のサイズ及び図面の様式) による A 1  
又は A 3 とする。

②用紙は、長辺を横方向で使用する。

③用紙には、次のとおり輪郭及び表題欄を設ける。

④その他設計図作成に当たっては、「自然公園等工事設計図作成要領」に準拠すること。

表 紙（様式）

|       |  |
|-------|--|
| 工事設計図 |  |
|-------|--|

表題欄

設計図（様式）

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

表題欄

（３）成果物の取り扱いについて

提出されたＣＡＤデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

（４）納品場所

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庭園科

## 第15条 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 第16条 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 第 17 条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、以下のとおりとする。なお、業務遂行上必要となった資料は調査職員と協議のうえ貸与する。

- ・ 京都御苑施設整備基本計画（令和 3 年 3 月）
- ・ 令和 3 年度京都御苑苑路等改修（駐輪施設）基本計画策定業務
- ・ 令和 3 年度京都御苑苑路等改修業務（駐輪場施設測量）

## 第 18 条 設計上の留意点

設計に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 調査職員と十分な連絡を保ち、調査職員の指示を受け遂行すること。
- ・ 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議してその指示に従うこと。
- ・ 関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- ・ 自然環境の保全をはじめとした環境行政施策全般と整合するよう配慮すること。
- ・ 京都御苑の歴史的背景をふまえ、京都御所等及び周辺の景観や地元自治体の各種施策と調和するよう配慮すること。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体障害者、幼児、高齢者、外国人観光客など多様な利用者に配慮すること。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・作図；AutoCAD（Autodesk 社 AutoCAD LT2007 以下）
- ・その他；調査職員の指示による。

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

# 別紙図面 業務対象範囲

